

## 都市計画税の用途について

都市計画税は、地方税法第702条の規定により、都市計画法に基づいて行う都市計画事業や土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業に要する費用に充てることを目的とした目的税です。

令和4年度一般会計決算における用途状況は、次のとおりです。

(歳入)	都市計画税	635,947 千円
(歳出)	都市計画事業費等に要する経費	824,857 千円

(単位：千円)

事業区分		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	地方債	その他	都市計画税	その他
都市計画 事業費等	街路費	211,536	25,430	23,100	0	142,010	20,996
	公園費	46,957	7,700	6,900	0	28,189	4,168
	下水道費	131,697	0	0	0	114,734	16,963
	区画整理費等	75,511	0	0	31,756	38,119	5,636
	公債費	359,156	0	0	0	312,895	46,261
	合計	824,857	33,130	30,000	31,756	635,947	94,024